

高知大学大学院医学系研究科規則

平成16年4月1日
規則第325号

最終改正 平成18年12月5日規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学大学院規則に定めるもののほか、高知大学大学院医学系研究科（以下「本研究科」という。）に関し必要な事項を定める。

(理念)

第1条の2 本研究科は、医学・看護学の基礎的研究の深奥を究めるとともに、これらの学問領域の総合的研究及び学際的研究を推進し、先進的研究を行うことによって新しい研究領域を拓き、これらを通して豊富で幅広い学識と高度な研究能力を有する研究者、教育者及び高度専門職業人を養成して医学・看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与する。

(専攻)

第2条 本研究科に、次の専攻を置く。

修士課程

医科学専攻

看護学専攻

博士課程

生命医学系専攻

神経科学系専攻

社会医学系専攻

(教育研究上の目的)

第2条の2 本研究科の博士課程各専攻においては、医学の領域において、自立して独創的研究活動を行うのに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊富な学識及び人間性並びに多様化した研究に対する指導能力を備えた優れた研究者を養成し、もって医学の進歩と人類福祉の向上に資することを目的とする。

2 本研究科の修士課程医科学専攻においては、医科学に関する幅広い知識を体系的、集中的に教育することにより、高度に専門化した知識と技術を身につけた医科学分野の研

研究者や教育者を養成し、併せて医科学を基礎として社会的諸問題を包括的に捉えることのできる人材を養成することを目的とする。

- 3 本研究科の修士課程看護学専攻においては、看護活動の広範化・多様化に応じて人間生活の様々な現象を多角的で科学的な分析を通して生活の質の向上に対応できる能力、幅広い視野に基づく看護課題の解決能力及び情報処理の知識・技術を有する看護学を展開できる能力を持った人材を養成することを目的とする。

(指導教員)

第3条 本研究科の教育、研究及び学位論文の指導のため指導教員を置く。

- 2 指導教員は、学生の専攻に応じて定める。
- 3 指導教員は、原則として本研究科を担当する教授をもって充て、博士課程にあつては、教育研究上必要と認めるときは、複数の教員を充てることのできる。

(教育方法)

第4条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行う。

- 2 本研究科の課程において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第5条 本研究科において開設する授業科目及びその単位数は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(履修方法及び単位数)

第6条 博士課程の学生は、別表第1に定める授業科目の中から同表に定める履修方法により、30単位以上を修得しなければならない。

- 2 修士課程の学生は、その専攻に応じて別表第2又は別表第3に定める授業科目の中から各表に定める履修方法により、30単位以上を修得しなければならない。
- 3 学生は、授業科目の履修に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。
- 4 指導教員が特に必要と認めたときは、他の研究科の授業科目を履修させることができる。

(履修科目の届出)

第7条 学生は、あらかじめ、履修しようとする授業科目を所定の期間内に本研究科長に届け出なければならない。

(単位の認定)

第8条 単位の認定は、授業担当教員が行う。

(成績評価)

第9条 履修科目の成績は、優・良・可及び不可の標語で表し、可以上を合格とする。

(学位論文の提出)

第10条 学位論文は、指導教員の承認を得て、本研究科長に提出しなければならない。

2 学位論文の提出については、高知大学学位規則に定めるもののほか、本研究科において別に定める。

(学位論文の審査及び最終試験)

第11条 学位論文の審査及び最終試験については、高知大学学位規則の定めるところによる。

第12条 本研究科修士課程看護学専攻において教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本研究科修士課程看護学専攻において取得できる教育職員免許状の種類、教科及び授業科目等は、分野ごとに別表第4のとおりとする。

3 一種免許状を有しない者が専修免許状を取得しようとする場合には、あらかじめ一種免許状の所要資格を備えたうえでなければ取得することができない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、本研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年9月30日に国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）（以下「整備法」という。）第2条の規定による廃止前の国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定により存続することとされていた高知医科大学の学院（以下「統合前の高知医科大学の大学院」という。）又は整備法第2条の規定による廃止前の国立大学設置法（昭和24年法律第150号）第3

条第1項の規定により設置されていた高知医科大学の大学院（以下「法人化前の高知医科大学の大学院」という。）に課程の修了を目的として在学し、引き続きこの規則の施行日に在学する学生の教育課程の履修については、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年12月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学生から適用する。

附 則（平成18年12月5日規則第59号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

授業科目		授業を行う年次	単位数			必修・選択別		
			講義	演習	実験・実習			
全系共通	医学・分子生物学概論	1・2	2		3	選択 必修		
	医学統計学	1.2		2				
	医学英語演習	1.2		2		必修		
生命医学系	共通	生命医学概論〔発生・形態学概論、機能・代謝学概論、生体制御学概論〕	1	4			必修	
	生体制御部門	区分	超微形態学	1・2	2	2	5	選択
		解剖学、細胞・発生生物学	組織細胞化学	1・2	2	2	5	
			消化器の機能形態学	1・2	2	2	5	
			生殖生物学	1・2	2	1	3	
			周産期医学	1・2	2	2	5	
			発達小児科学	1・2	2	2	3	
			発達運動器学	1・2	2	2	2	
			姿勢発育学	1・2	2	2	5	
			増殖・分化機構	1・2	2	2	5	
	生化学、生物物理学、分子生物学	生物物理学	1・2	2	2	5	選択	
		分子細胞生物学	1・2	2	2	5		
		生体高分子学	1・2	1	3	5		
		遺伝学	1・2	1	3	5		
		代謝制御	1・2	2	2	5		
		遺伝子情報制御	1・2	2	2	5		
		臓器生化学	1・2	2	2	5		
	生理学	膜生理学	1・2	2	2	5	選択	
		臨床電気生理	1・2	2	2	5		
		内分泌生理学	1・2	2	2	5		
循環機能制御学		1・2	2	2	5			

		呼吸機能制御学	1・2	1	1	1	
微生物学・免疫学		微生物生理・遺伝学	1・2	1	3	5	選択
		免疫制御学	1・2	1	3	5	
		免疫遺伝学	1・2	1	3	5	
生体工学		人工臓器学	1・2	1	1	1	選択
		生体材料学	1・2	2	1	3	
		量子エレクトロニクス	1・2	2	2	5	
		生体现象監視システム	1・2	2	2	5	
病理・病態制御部門	病理形態学	病理超微形態学	1・2	1	3	5	選択
		病理組織細胞化学	1・2	1	3	5	
		網内系の病理形態と機能	1・2	1	3	5	
		消化器の病態機能形態学	1・2	1	3	5	
		生体画像解析	1・2	2	2	5	
		染色体異常	1・2	2	1	3	
		発生病理学	1・2	2	2	5	
		病理診断学	1・2	1	3	5	
病態代謝学	老年代謝学	1・2	2	2	5	選択	
	加齢の内分泌・代謝学	1・2	2	1	3		
	病態分子生物学	1・2	2	2	5		
	臨床栄養学	1・2	2	2	3		
	先天代謝異常	1・2	1	1	2		
	病態分子遺伝学	1・2	2	2	5		
	病態内分泌学	1・2	2	2	5		
	病態診断学	1・2	2	2	5		
病態生理学	発生病態生理学	1・2	2	2	5	選択	
	老化と循環調節	1・2	2	2	5		
	循環病態生理学	1・2	1	1	2		
腫瘍学	腫瘍細胞生物学	1・2	2	2	5	選択	
	腫瘍ウイルス学	1・2	2	2	5		
	腫瘍病理学	1・2	2	2	5		

		腫瘍診断・治療学	1・2	2	2	5		
	免疫病理 と免疫治 療学	移植免疫学	1・2	2	1	2	選択	
		腫瘍免疫治療法学	1・2	2	2	5		
		感染免疫学	1・2	2	2	5		
		アレルギー学	1・2	2	1	5		
		自己免疫病学	1・2	2	1	5		
	薬理科学	薬物動態学	1・2	2	2	5	選択	
	感染症と 抗生物質	小児感染症学	1・2	2	2	5	選択	
		皮膚感染症学	1・2	2	1	2		
		口腔感染症学	1・2	2	1	3		
		抗生物質概論	1・2	2	1	3		
神経科学系	共通	神経科学概論〔発生・形態学概論、機能・代謝学概論、生体制御学概論〕	1	4			必修	
	神経機能学部門	区分	神経超微形態学	1・2	1	3	5	選択
		神経形態学	神経組織細胞化学	1・2	1	3	5	
			神経・感覚系の機能形態学	1・2	2	2	5	
	神経生物学・生物物理学	神経細胞生物学	1・2	1	3	5	選択	
		膜生理・生物物理学	1・2	1	3	5		
		神経発生・分化機構	1・2	1	3	5		
	神経生化学・代謝	基礎老化	1・2	1	1	2	選択	
		老年神経学	1・2	1	3	5		
		神経生化学	1・2	1	3	5		
		神経内分泌学	1・2	2	1	3		
	神経生理学	ストレス防衛機構	1・2	2	2	5	選択	
		臨床電気生理	1・2	2	2	5		
		高次脳機能	1・2	1	3	5		
		感覚生理学	1・2	2	2	5		
		行動科学	1・2	1	3	5		
	神経薬理科学	神経精神薬理学	1・2	1	3	5	選択	
		生体情報伝達科学	1・2	2	2	5		
		中枢性自律神経機能調節	1・2	2	2	5		
		神経薬物動態学	1・2	1	3	5		

神経病態学部門	神経病理学	神経・感覚系の病理機能形態学	1・2	1	3	5	選択	
		脳神経発生病理学	1・2	1	3	5		
		中枢神経系形成異常	1・2	2	2	5		
		脳腫瘍病理学	1・2	1	3	5		
	神経病態生理学	神経発生病態生理学	1・2	1	3	5	選択	
		老年神経病態生理学	1・2	1	3	5		
		高次神経機能病態学	1・2	1	3	5		
		感覚病態生理学	1・2	1	3	5		
		中枢性自律神経機能病態学	1・2	1	3	5		
		脳循環病態生理学	1・2	1	3	5		
	神経病態生化学	加齢の神経内分泌・代謝学	1・2	1	3	5	選択	
		神経病態診断学	1・2	1	3	5		
		神経病態内分泌学	1・2	1	3	5		
神経腫瘍学	神経腫瘍診断・治療学	1・2	1	3	5	選択		
社会医学系	共通	社会医学概論〔環境・生態学概論、疫学特論、感染防御医学特論〕	1	4			必修	
	環境医学部門	区分	環境保健学	1・2	2	1	3	選択
		環境保健	臨床中毒学	1・2	1	3	5	
			リスク評価・制御論	1・2	1	3	5	
	感染と生態	寄生体生態学	1・2	2	1	5	選択	
		人畜共通感染症学	1・2	2	2	5		
	社会予防医学部門	保健医学と社会	小児予防医学	1・2	1	1	3	選択
			保健医療システム論	1・2	2	2	5	
			医療情報学	1・2	1	3	5	
			産業保健学	1・2	2	1	3	
医原病			1・2	2	2	5		
精神医学		精神発達論	1・2	1	3	5	選択	
		精神病理学	1・2	1	3	5		
法医学		内因性急死	1・2	1	3	5	選択	
		外傷病理学	1・2	1	3	5		

		法医神経病理学	1・2	1	3	5
		法中毒学	1・2	1	3	5
		遺伝血液学	1・2	1	3	5

履修方法

各専攻に属する学生は、所属する専攻の指導教員の指導を受け、全系共通の必修科目 2 単位及び選択必修科目 2 単位以上、所属専攻の共通必修科目 4 単位、所属専攻の選択科目

から 9 単位及び他専攻の授業科目を含む全授業科目のうちから 13 単位以上、合計 30 単位以上を履修するものとする。

なお、教育方法の特例の適用を受ける学生は、昼間開講の授業科目から 9 単位以上、夜間その他特定の時間又は時期において開講する授業科目から 21 単位以上、合計 30 単位以上を履修するものとする。

また、選択科目 24 単位のうち 9 単位は、社会人としての経験及び研究の蓄積等を考慮し、特別に開講する「医学特別講義(2 単位限度)、医学特別演習(2 単位限度)、医学特殊研究(5 単位限度)」を履修することにより、既設の選択科目(9 単位限度)を修得したものとみなすことができる。

ただし、在学期間中に専攻を変更した場合は、変更前に修得した所属専攻の単位を変更後の所属専攻において修得した単位とみなすことができる。

別表第 2 (第 5 条関係)

授業科目	年次	必修単位数	選択単位数
必修科目			
人体の構造と発生	1	1	
人体の正常の生命過程	1	1	
疾患の原因・成立機序・病態と転帰	1	1	
社会・環境と医学	1	1	
研究者と診療の科学	1	2	
医科学における心と倫理	1	1	
医学英語	1	1	
医科学演習	1・2	4	
医科学特別研究	1・2	4	
生命科学系の選択科目(A)			
分子から見た医学と医療	1		2
生体防御のしくみ	1		2
循環から見た医学と医療	1		2
腫瘍の発生・増殖と制御	1		2

神経の科学	1		2
誕生・発育と加齢の科学	2		2
病理・法医学見学実習	1		2
臨床実習	1		2
社会医学系の選択科目(B)			
健康・病気・医療と社会・文化	1		2
保健医療と健康政策	2		2
健康情報処理のハードとソフト	1		2
高齢期の健康生活と医学研究	2		2
生活機能の障害と医療・福祉	2		2
医療管理	2		2
先端医療系の選択科目(C)			
診断と治療選択	2		2
再生・機能回復医学	2		2
資源と生命	2		2

履修方法

- (1) 必修科目 16 単位、選択科目 14 単位の合計 30 単位以上を履修する。
- (2) 選択科目は、生命科学系 8 科目中から 2 科目 4 単位以上、社会医学系 6 科目中から 1 科目 2 単位以上、先端医療系 3 科目中から 1 科目 2 単位以上を含む全選択科目から 7 科目 14 単位以上を履修する。
- (3) 特別研究は論文指導を主体とする。

別表第 3 (第 5 条関係)

分野	領域	授業科目	年次	単位数
看護教育・管理学	看護教育・管理学	看護教育・管理学特論Ⅰ	1・2	2
		看護教育・管理学特論Ⅱ	1・2	2
		看護教育・管理学演習	1・2	2
		医療情報処理演習	1・2	2
		看護教育・管理学特別研究	2	12
母子看護学	母子看護学	母子看護学特論Ⅰ	1・2	2
		母子看護学特論Ⅱ	1・2	2
		母子看護学演習	1・2	4
		母子看護学特別研究	2	12
成人・老人看護	成人・老人看護学	成人・老人看護学特論Ⅰ	1・2	2

学		成人・老人看護学特論Ⅱ	1・2	2
		成人・老人看護学演習	1・2	4
		成人・老人看護学特別研究	2	12
共通科目		看護研究論	1・2	2
		看護理論	1・2	2
		看護倫理	1・2	2
		健康情報論	1・2	2
		保健統計論	1・2	2
		健康環境論	1・2	2
履修方法				
<p>(1) 看護教育・看護学、母子看護学、成人・老人看護学の3分野(3領域)から1領域を主専攻として選択する。(20単位必修)</p> <p>(2) 主専攻を除く他領域の特論と共通科目6科目中から、5科目(10単位)を履修する。</p> <p>(3) 各領域における特別研究は、論文指導を主体とする。</p> <p>(4) 合計30単位以上を履修する。</p>				

別表第4 (第12条関係)

分野	免許状の種類	授業科目	単位数	科目区分	免許教科 取得単位数
看護教育・ 管理学	高等学校教諭 専修免許状 (看護) 養護教諭 専修免許状	看護教育・管理学特論Ⅰ	2	看護教育・管理学	24単位
		看護教育・管理学特論Ⅱ	2	看護教育・管理学	
		看護教育・管理学演習	2	看護教育・管理学	
		医療情報処理演習	2	看護教育・管理学	
		母子看護学特論Ⅰ	2	母子看護学	
		母子看護学特論Ⅱ	2	母子看護学	
		成人・老人看護学特論Ⅰ	2	成人・老人看護学	
		成人・老人看護学特論Ⅱ	2	成人・老人看護学	
		看護研究論	2	共通科目	
		看護理論	2	共通科目	
		看護倫理	2	共通科目	
		健康情報論	2	共通科目	
		保健統計論	2	共通科目	
健康環境論	2	共通科目			

母子看護学		母子看護学特論 I 母子看護学特論 II 母子看護学演習 看護教育・管理学特論 I 看護教育・管理学特論 II 成人・老人看護学特論 I 成人・老人看護学特論 II 看護研究論 看護理論 看護倫理 健康情報論 保健統計論 健康環境論	2 2 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	母子看護学 母子看護学 母子看護学 看護教育・管理学 看護教育・管理学 成人・老人看護学 成人・老人看護学 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目	 24 単位
成人・老人看護学		成人・老人看護学特論 I 成人・老人看護学特論 II 成人・老人看護学演習 看護教育・管理学特論 I 看護教育・管理学特論 II 母子看護学特論 I 母子看護学特論 II 看護研究論 看護理論 看護倫理 健康情報論 保健統計論 健康環境論	2 2 4 2	成人・老人看護学 成人・老人看護学 成人・老人看護学 看護教育・管理学 看護教育・管理学 母子看護学 母子看護学 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目 共通科目	 24 単位